

○西田武史委員長

ただいまから総務常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第87号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○西川正宏総合政策部長

議案書の45ページをお願いいたします。議案第87号岸和田市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について御説明させていただきます。

まず、制定の理由でございますが、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の円滑な推進に必要な経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定により、岸和田市まち・ひと・しごと創生基金を設置しようとするものです。

内容につきましては、47ページをお願いいたします。第1条は基金設置の目的を、第2条は基金として積み立てる額を、第3条は基金の管理を、第4条は基金の運用益金の処理を、第5条は基金の繰替運用を、第6条は基金の処分について、それぞれ規定するものでございます。第7条はその他で、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めることとしてございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○井舎英生委員

質問します。このまち・ひと・しごと創生というのは、具体的にどのような内容のものなんでしょうか。

○田中浩二企画課長

まち・ひと・しごと創生につきまして、このまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を今回上げさせていただいております。こちらはいわゆる企業版ふるさと納税ということになってございますので、それについての基金条例の制定ということで上げさせていただいております。

○井舎英生委員

確認ですけど、企業からのふるさと納税をこの基金に入れると。その名前がまち・ひと・しごと創生基金という意味なんですか。

○田中浩二企画課長

そのとおりでございます。企業版ふるさと納税で企業から頂きました寄附を、これまでは現年度の事業に充てさせていただいていたんですが、より効率的に柔軟的に運用するために、基金として積み立てるということで、今回、条例を上げさせていただいております。

○井舎英生委員

理解しました。ありがとうございます。

○岸田厚委員

今、説明があったわけですがけれども、今まで企業から頂いていた寄附金は現年度活用ということになっていたということなんですけれども、今回、この基金をつくるに当たって、基金に積み立てることができるというふうなことになったのはなぜなのでしょう。

○田中浩二企画課長

これまでも基金を設立することは可能だったのですが、岸和田市としましては現年

度に充てるということで基金を設定はしてこなかったのですが、やはり先ほど説明させていただきましたように、効率的に柔軟的に事業に充てていくとすることができるように基金条例の制定をさせていただきたいということで、今回上げさせていただいております。

○岸田厚委員

今、岸和田市には多くの基金があります。例えば教育基金なり岸和田市産業振興基金なり、様々な基金があると思うんですけども、企業から頂いた寄附金を、例えば、目的がはっきりするならば、その目的の基金に積み立てるということはできないのでしょうか。

○田中浩二企画課長

企業版ふるさと納税で頂きました寄附につきましては、基金として積み立てる際、執行上も条例上も会計を区分するよう国から示されてございまして、現実的に、現在ある分野・目的別に、先ほど委員おっしゃった、教育が目的であれば教育基金ということになるかと思えますけども、そういった現にある基金に積み立てることが困難ということでございまして、そのため、まち・ひと・しごと創生基金として専用の基金を創設するものということで考えてございます。

○岸田厚委員

今お話があったように、今まで企業から頂いた寄附は現年度で活用するしか仕方がなかったと。そういう形で積み立てて活用することができなかったということですけども、今後、企業から、例えば教育に使ってほしいという寄附で頂いたときに、ひと・まち・しごと創生基金に積み立てると。ある企業は、また違う形で使ってほしいという形で寄附の申出があったら、またそこにも基金を積み立てていくということで、

何か必要なときにその基金を目的別に取り崩すというふうなことになるんですか。

○田中浩二企画課長

あくまでも企業版ふるさと納税につきましては、原則現年度の事業、今こういう事業をしているので、賛同いただいて、それに対して寄附を頂くという制度になりますので、基金に積み立てること自体は本来例外的な形ということになります。頂いた寄附につきましては、やはり事業的に複数年かかるような事業もございまして、そういった事業に柔軟的に充てていくために基金として積立てをします。その際は、やはり企業とも原課と相談していただいて、計画的に基金に積み立てるということになります。

○岸田厚委員

企業の基金がこういう形でしか積み立てられないというふうなことで新たな基金条例だということは理解しました。ただ、運用のときに、いろんな形で頂いた基金が、一体これは何の目的のための基金やったのかというのがきちんと分かるような仕分が必要になってくるので、今ある目的別の基金とはまたちょっと違った形になるので、その辺については管理をきちんとしていただきますよう、よろしく願いしておきます。

○西田武史委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第87号の質疑を終結します。

次に、議案第89号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○西川正宏総合政策部長

議案書の53ページをお願いいたします。議案第89号岸和田市事務分掌条例の一部改正について御説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますが、地域活動の活性化に向けた支援、カーボンニュートラルの実現に向けた取組、その他の総合計画の重点目標に掲げる施策等を効果的に推進するため、執行体制の強化を図るほか、本市の上水道事業に関する事務の一部を大阪広域水道企業団において共同処理させる一方で、下水道事業に地方公営企業法の規定の一部を適用することとしたため、当該事業に関する事務を分掌させる内部組織を設けることから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、55ページをお願いいたします。事務分掌条例の第1条中、市民環境部を市民健康部に、福祉部、保健部、子ども家庭応援部、魅力創造部、まちづくり推進部、建設部、公営競技事業所を福祉部、子ども家庭応援部、魅力創造部、環境農林水産部、まちづくり推進部、建設部、下水道河川部、公営競技事業所に改めます。

次に、第2条の市民環境部の項中、市民環境部を市民健康部に改め、同項第12号を保健衛生及び健康づくりに関することに、また、第13号を国民健康保険及び高齢者医療に関するものと改めます。そして、第14号を削ります。

次に、同条福祉部の項第2号中、保健部及びを削り、同項に第3号として介護保険に関するものを加えます。次に、第2条保健部の項を削ります。

次に、第2条魅力創造部の項第5号を削り、同項第6号を同項第5号に、同項第7号を同項第6号にし、同項の次に環境農林水産部、第1号、環境の保全及び公害防止に関するもの。第2号、廃棄物の処理及び清掃に関するもの。第3号、廃棄物の減量及び再利用に関するもの。第4号、農業、林業及び水産業の振興に関するものを加えます。

最後に、第2条まちづくり推進部の項第2号中、交通政策の次に及び交通安全を加え、同条建設部の項中第2号を削り、第3号を第2号に、第4号を第3号に、第5号を削り、第6号を第4号に、第7号を第5号とし、同条に下水道河川部、第1号、下水道及び広域水道に関するもの。第2号、河川及び水路に関するものを加えます。

なお、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

○井舎英生委員

この条例の書き方でちょっと分かりにくいのは、福祉部から公営競技事業所までを次に改めるという意味なんですけど、改行してあって、どの段がどこに来るかというのが、よく見れば分かるんだけど、やっぱり議案というのは分かりやすく書いてもらうほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○田中浩二企画課長

委員おっしゃるとおり、見にくいのは見にくいかと思えます。その辺りを今後検討させていただければと思います。

○井舎英生委員

ということで、子ども家庭応援部というのを、幼保の再編、市立の認定こども園ができるわけですけれども、特に幼児教育、幼稚園教育は認定こども園の中で行いますから、以前から私は申し上げているんですけども、幼児教育をどこがやるのか、教育委員会だろうと思うわけです。だから、こういうようなときに子ども家庭応援部は、当然今までの保育から、保育所としての機能もあるんですけども、幼児教育が入ってきますから、岸和田市の教育重点施策にも幼児教育の充実という項目があります。

むしろ今回、教育委員会に編入すべきだったんじゃないかなという質問なんですけど、そういうことは今まで考えたことはないのでしょうか。

○田中浩二企画課長

今回の組織再編につきましては、子ども家庭応援部につきましては、特に変更はなしということで考えてございます。

○井舎英生委員

市民環境部が市民健康部に変更になるわけですけれども、この名称の変更だけじゃなくて、課が異動したり新しく入ってきたりするわけですね。この中で市民センターの役割というのが別途参考資料として行政から説明いただいているんですけど、市民健康部の中の組織、課の組立て、この辺についてはこの条例の中では特に決めないと、別個に決めるという考え方なんでしょうか。

○田中浩二企画課長

あくまでも今回の条例の内容といたしましては部までということになってございますので、課については、あくまでもその部を構成する要素として、御説明を事前にさせていただいてございます。

○井舎英生委員

先般、議会説明用資料として配付、説明を受けているわけですけれども、これは関係ないと、破棄するということですか。

○田中浩二企画課長

そういうわけではございませんでして、課もこういう形で組織再編を考えてございますということで提案させていただいております。

○岸田厚委員

今回、事務分掌の再編ということで、1つは大きくは、上水道事業が広域水道企業団になって、その廃止に伴って下水道河川部という新たな部が創設されたわけなんですけれども、上水道に関しては、下水道

河川部の中で広域水道事業の部分についても所管するというふうになっているんですけども、主にこれはどういったことに、この課でどういった業務がここに当てはまるのか教えてください。

○田中浩二企画課長

今回新たに作ります下水道河川部におきまして、上水道が企業団に統合されるということで、上水道の企業団との窓口ということでの取扱いということで考えてございます。

○岸田厚委員

一応市の1つの組織としてではなくて、窓口という、そういった扱いになる、だから、全く、岸和田市の組織でない外部組織、企業団ですよ。それが1つ、窓口として市の1つの業務の担当になるというふうに考えていいんですか。

○西川正宏総合政策部長

下水道河川部の部分につきましては、今、委員おっしゃったように、まず1つは、上水道が企業団という形で市から出て独立してしまいますので、ただ、それで市と全く関係ないということにはなりません。当然、何か有事があったとき、水害があったときとか災害があったときに連携が必要になってきます。そのときに、全く別組織ですから、どこと連絡を取っていいか分かりませんということではなくて、今度の下水道河川部の中にそれに対応するような窓口を置くというようなイメージでございます。

○岸田厚委員

今の答弁にもあったように、岸和田市で上水道事業がなくなるということになれば大変なことであるということで、私たちはもともと水道企業団の統合には反対の立場を取っていたわけですから、今回こういった分かりにくいような組織改正になっているということでいえば、やはり上水道事業

そのものが新たに広域水道企業団に移ることについて私たちは反対ですので、この条例改正についても納得しがたいということで終わります。

○西田武史委員長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第89号の質疑を終結します。

次に、議案第90号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の57ページをお願いいたします。議案第90号岸和田市附属機関条例等の一部改正について御説明いたします。

改正の理由でございますが、本市の上水道事業と大阪広域水道企業団が統合し、当該企業団が令和7年4月1日から本市給水区域の水道事業を実施するほか、下水道事業に地方公営企業法の一部を適用することとしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、59ページをお願いいたします。主な改正内容でございますが、上水道事業、企業職員に関する規定や上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の規定を削除するものでございます。以降はそれ以外の改正の内容について御説明いたします。

まず第1条は、岸和田市附属機関条例の一部改正で、附属機関の設置に係る根拠法令のうち地方公営企業法の規定を削除するとともに、別表に掲げる附属機関から岸和田市上下水道事業運営審議会に関する規定を削除するものでございます。

次に、ページ中ほど、第4条は、岸和田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正で、企業管理規程に係る規定を削除するものでございます。

60ページをお願いいたします。第7条は、岸和田市職員の厚生制度に関する条例の一部改正で、上下水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者に係る規定を削除するものでございます。

第8条は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第1条の改正で削除する上下水道事業運営審議会の委員に係る報酬の規定を削除するものでございます。

次に、ページの下から8行目、第10条は、職員の退職手当に関する条例の一部改正で、地方公営企業に勤務する職員を除外する規定を削除するものでございます。

61ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとするものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○岸田厚委員

今回、上水道が広域水道企業団に移るということに伴う条例改正であります。今まで上水道事業を担っていた部分が全てこの条例改正でなくなってしまうと。今まで企業会計で審議していた上水道部分もなくなってしまうということで、我々にしてみれば、今後、水道事業に係る審議ができなくなってしまうというふうな規定にもなっているわけですので、私たちとしてはこの議案についても納得し難いということだけ述べて、終わります。

○西田武史委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第90号の質疑を終結します。

次に、議案第91号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第91号岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、職員の人事及び給与に係る制度について、専門的かつ客観的な見地から外部有識者等に調査審議をお願いするため、岸和田市人事給与制度調査審議会を附属機関として新たに設置し、その委員の報酬等を定めようとするものでございます。

改正の内容につきましては、65ページをお願いいたします。第1条は、岸和田市附属機関条例の一部改正で、岸和田市人事給与制度調査審議会を新たに設置することとし、担当事務及び委員の上限数を記載のとおり規定するものでございます。

第2条は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、新たに設置することとした附属機関の委員に係る報酬等の額を記載のとおり規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○岸田厚委員

今回、新たに人事給与制度調査審議会が設置されるんですけども、目的についてももう少し詳しくお願いします。

○藪利哉人事課長

目的についてですが、現在、行財政改革プロジェクトチームにおいて、岸和田市人材育成基本方針の改定や人事評価制度の再構築、働きやすく、やりがいを実感し、愛

着を持つことができる組織づくり、給与制度の構築や職制、昇任・昇格管理の適正化等に向けて検討を進めているところです。

職員の人事及び給与に関する制度について、専門的かつ客観的な見地から外部有識者から助言を得るため、審議会を設置するものです。

○岸田厚委員

今お話があったように、行財政改革プロジェクトチームにおいて一定の議論がなされたということで、こういう形で新たに設置されたというふうなことですけれども、この人事給与制度調査審議会の委員の構成はどのようになっていますか。

○藪利哉人事課長

委員の構成ですが、地方公務員の人事管理や給与制度に関し専門的な知見を有する外部有識者を選任する予定としております。

○岸田厚委員

今回、こういった形で審議会が設置されるわけですがけれども、この審議会にはどういった諮問をするのか、また、答申を得たものが市の方針として決定してしまうのか、お示してください。

○藪利哉人事課長

プロジェクトチームにおいて人材育成基本方針の改定や人事評価制度の再構築、働きやすくやりがいを実感し、愛着を持つことができる組織づくり、給与制度の構築や職制、昇任・昇格管理の適正化等の方策案を作成し、審議会において中立的、客観的な視点から議論、助言いただいて、審議会からの御意見を踏まえて、プロジェクトチームを中心に庁内でさらに検討を深め、具体的な制度設計や運用の見直しに取り組んでいきたいと考えております。

○岸田厚委員

今お話があったように、今まで岸和田市では人事考課と給与との関係がきちんとし

ていなかったというふうなこともあるのかもしれませんがけれども、やはりこういった内容というのは労使合意が基本だというふうに私は考えています。

今回、こういった形で、市のプロジェクトチームで人事給与についての検討が行われてきたと。わざわざ審議会を設置しなくても、プロジェクトチームの中で、こういったことも踏まえて検討できるのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、新たにこういった審議会が設置されるということにおいては、やはり私は少し危惧を感じます。こういった問題が労使合意にならないような、そういったことにならないように気をつけて、慎重に運用していただきたいというふうに思います。

○西田武史委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第91号の質疑を終結します。

次に、議案第103号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書（その2）の3ページをお願いいたします。議案第103号一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、令和6年人事院勧告に準じて一般職の職員の給与を改定するとともに、当該一般職の職員との権衡を考慮して会計年度任用職員の給与を改定するため、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、5ページをお願いいたします。第1条は、一般職の職員の給与に関する条例に関し、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

第14条の2の改正につきましては、医師に対して支給する初任給調整手当の上限額を引き上げるものでございます。第25条及び第26条の改正につきましては、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。一般職の職員については、年間4.5月分から4.6月分へ、再任用職員につきましては、年間2.35月分から2.4月分へ、特定任期付職員においては年間3.4月分から3.45月分へ改定するものでございます。

次に、このページの中ほどから22ページの上段にかけましては、給料表を改正するものでございます。行政職給料表、消防職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び特定任期付職員給料表について、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表を引上げ改定するものでございます。

22ページをお願いいたします。第2条は、会計年度任用職員の給与等に関する条例に関し、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。第10条の2の改正につきましては、勤勉手当の支給割合を改定するもので、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を年間2.05月分から2.1月分とするものでございます。

続きまして、このページ中ほどから30ページの中ほどまでにかけては、会計年度任用職員の給料表の改正で、一般職の職員の給料表の改定に準じて引上げ改定するものでございます。

30ページをお願いいたします。附則につきまして、第1項は、この条例は公布の日から施行することとするものでございます。

附則第2項は、この条例による給料表の改正規定の適用日を令和6年4月1日とするものでございます。

附則第3項は、この条例による一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに会計年

度任用職員の勤勉手当の改正規定の適用日を令和6年12月1日とするものでございます。

附則第4項から31ページ、附則第6項までは、令和6年12月に支給する一般職の職員の期末手当及び勤勉手当につきましては0.1月分を、再任用職員につきましては0.05月分を、会計年度任用職員につきましては、勤勉手当を0.05月分を増額することとするものでございます。

31ページをお願いいたします。附則第7項及び附則第8項は、既に支払われた一般職の職員、再任用職員及び会計年度任用職員の給与については、この条例により増額される給与の内払いとすることとするものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○井舎英生委員

議案第103号の補足説明資料の中で、一般職の給与に関する条例の一部改正というところで、初任給調整手当、医師及び歯科医師の職に対する上限を41万5600円から41万6600円に引き上げることにしたとあるんですけど、この医師とか歯科医師というのは市立岸和田市民病院の医師ということですか。

○藪利哉人事課長

そのとおりでございます。

○井舎英生委員

初任給というのはどの期間のことを言うんですか。

○藪利哉人事課長

まず、この初任給調整手当というのが、医師になるんですけども、採用の際に欠員の補充が困難であるという職種で認められるものでございます。採用してから35年以内というところで条例で決まっております。

○井舎英生委員

採用してから35年間、この給与ということですか。初任給調整の調整という意味がよく分らないです。要するに、聞きたいのは、月額幾らもらっているのかを教えてください。

○藪利哉人事課長

初任給調整手当というのが、医師の給料に加えて、この調整額がプラスされることになります。採用されてから2年目、3年目といくにつれて、この金額は徐々に下がっていくようなものになっております。採用に際して困難というところで、この金額を調整額としてプラスしているものでございます。

○井舎英生委員

ちょっと分かりにくいんですが、基本給があって、それにプラスでこれをもらっているという意味でいいんですか。

○藪利哉人事課長

プラスということでございます。

○井舎英生委員

ちょっと基本給が分からないんですけど、大体どの自治体でもこの同じようなレベルなんですか、大阪府下でも。

○藪利哉人事課長

他市の状況は詳しくは分からないんですけども、国でもこういう手当がありますので、他市も同じような状況だと思います。

○井舎英生委員

現在、市民病院独立法行政法人化で、特に給与の面で、市の条例に従っているとなかなか医師の働き方改革なんかでいい人材が集められないというふうなことがあるようなんですけど、こういうことが関係しているというふうに考えたらいいんですか。

○西田武史委員長

ちょっとそれは病院の考えになると思います。

○井舎英生委員

というのは、ここの議会、我々が病院の先生の給料を、調整手当を決めているということになるんですね。

○藪利哉人事課長

そのとおりでございます。

○井舎英生委員

はい、理解しました。

○西田武史委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第103号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

○岸田厚委員

休憩をお願いします。

○西田武史委員長

ただいま、岸田委員から休憩を求めるといふ申出がありましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは暫時休憩します。

○西田武史委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

討論、採決に入ります。

まず、議案第87号、議案第91号及び議案第103号の以上3件につきまして、一括して討論、採決します。次に、議案第89号につきまして討論、採決といたします。その後、議案第90号につきまして討論、採決としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

それではまず、議案第87号、議案第91号及び議案第103号の以上3件につきまして、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

直ちに付託議案を採決します。

議案第87号、議案第91号及び議案第103号の以上3件につきまして、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

次に、議案第89号につきまして討論に入ります。

討論のある方は御発言願います。

○井舎英生委員

反対討論です。認定こども園における幼児教育の充実は教育委員会の仕事だと思います。したがって、子ども家庭応援部を教育委員会に入れるべきであります。

次に、新しい名称が市民健康部ですけれども、この中で、この条例じゃなくて補足説明資料で、市民センターを格下げするような組織構成の説明を受けています。それがセットで行われるということであるというふうに理解します。

反対討論ですが、6館構想をDX化推進により、さらに市民サービスメニューを増やして、各地域、各圏域の市民の利便性を高めるべきだと思います。各市民センター長は、地域の顔として、公民館館長、地域の図書館分館長としても活躍してもらう場面が多いわけです。従来どおり、センター長は課長級としてその活躍が期待されています。新しい組織では、市民センター課長の下に組織が格下げされるような組織改編には反対いたします。

○岸田厚委員

議案第89号について反対討論を行います。

今回の条例改正、機構改革の改正であります。水道事業の広域水道企業団との共同処理による機構改編であります。今まで行ってきた水道事業がなくなってしまうということに対して市民の不安が大変大きく感じる、そういった部分において今回の条例改正に反対いたします。

○西田武史委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

直ちに付託議案を採決します。

本件につきましては、起立採決をもって行います。なお、着席の委員は本件に反対とみなします。

議案第89号につきまして、原案を可とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本件は原案を可とすることに決しました。

次に、議案第90号につきまして討論に入ります。

討論のある方は発言をお願いいたします。

○岸田厚委員

議案第90号について反対討論を行います。

水道事業が大阪広域水道企業団に統合されることによる条例改正であります。今まで議会が関与できていた水道事業に係る企業会計がなくなる、議会の関与ができなくなる、こういった条例改正に反対するものであります。

○西田武史委員長

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

直ちに付託議案の採決をいたします。

本件につきましては、起立採決をもって行います。なお、着席の委員は本件に反対とみなします。

議案第90号につきまして、原案を可とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本件は原案を可とすることに決しました。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。

(以上)